

お知らせ

子ども食堂～タマイチ亭～
プラス遊び塾を開催

☎福祉課 43-5216

夏休み期間中の3日間、市地区公民館で「子ども食堂～タマイチ亭～プラス遊び塾」が開催されました。食事の提供のほか、子どもたちがさまざまな世代とつながり、安心できる居場所づくりを目的として、市地区地域づくり協議会が実施しました。7月29日であった子ども食堂には児童20人が参加しました。食事は、おにぎり・冷やし天ぷらうどん・スイカとポリウム満点のメニュー。キーホルダー作りや絵本の読み聞かせなどを通じた地域住民との交流もあり、盛りだくさんの内容でした。同協議会事務局の齋藤伸子さんは「この取り組みが地域の結



ポリウム満点の食事を楽しむ児童ら

びつきを形成し、地域による見守りや気軽に声を掛け合える関係につながると思う。今後も地域のみんなで子どもを育み、お腹も心も満たされる場所をつくっていききたい」と話しました。

案内

プレミアム付商品券
有効期限は9月30日

☎連合商店街コールセンター 43-5611

連合商店街プレミアム付商品券の有効期限は9月30日(金)までとなっています。使用できる店舗はオレンジのノボリが目印です。ぜひ、お得な買い物をお楽しみください。
※期限を過ぎると利用できませんので、ご注意ください
※プレミアム抽選会申込みハガキの申込期限も9月30日(当日消印有効)です
商品券の使用可能店舗
568店舗(8月22日現在)



このノボリがある店舗で利用できます



※店舗の一覧は、商品券の表紙に記載のアプリをダウンロードし、写真機能で商品券を写すと表示されます。また、ホームページからもご覧いただけます

お知らせ

新型コロナワクチン接種について

☎南あわじ市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター 43-5671 / 健康課 43-5218



市ホームページ

新型コロナワクチンの接種を市内医療機関の個別接種にて実施しています。対象者へは順次案内文書と接種券を送付しています。
※接種に伴う効果およびリスクなどの詳細については、厚生労働省「新型コロナワクチンQ&A」ホームページを参考にしてください
4回目接種(第二期追加接種)
▽対象者 次の①②に該当する人のうち、3回目接種日から5カ月以上が経過した人
①60歳以上の人
②18歳以上59歳以下の基礎疾患がある人、その他重症化リスクが高いと医師が認める人
※3回目接種日から5カ月以上が経過した18歳以上59歳以下の人全員に順次、案内文書と接種券発行申請書を送付しています。②に該当し、接種券の発行を希望する人は、申請書をご提出ください。詳しくは案内文書をご確認ください
▽使用するワクチン
ファイザー社製または武田/モデルナ社製
3回目接種(追加接種)
▽対象者 2回目接種日から、



5カ月以上が経過した人
▽使用するワクチン
ファイザー社製または武田/モデルナ社製
※12歳～17歳の人はファイザー社製のみ接種可能です
1回目接種・2回目接種の予約受付
引き続き、満12歳以上の人の予約を受付しています。
小児(5歳～11歳)接種
小児(5歳～11歳)の接種を実施しています。
▽使用するワクチン
ファイザー社製、5～11歳用
10月以降の接種予定について
8月22日現在、ワクチン接種が受けられる期間は9月30日までとなっています。10月以降の接種については、従来型のワクチンに代わり、国より「オミクロン株対応型ワクチン(ファイザー社製・モデルナ社製)が供給される計画となっています。詳細が決まり次第、改めてお知らせします。



お知らせ

新製品や新技術の開発に補助

☎商工観光課 43-5221

補助対象経費(対象経費の合計額は20万円以上であること)

区分	内容
1 機械工具費	機械装置の購入、製造、改造、借用、修繕または据付等に要する経費
2 技術指導費	大学等から技術指導を受けるために必要な経費
3 特許等取得費	開発した新技術等の特許等の取得に要する経費
4 委託費	設計、加工、デザイン、試験等や新製品等の市場ニーズ調査など、開発に必要な事項の一部を委託に要する経費
5 原材料費	新製品・新技術開発に必要な資材、原材料費

新製品および新技術の開発等を行う事業者に対し、開発に要する経費の補助を行います。
対象者 次の①～④の条件をすべて満たす人
①市内事業者であること
②市税を滞納していない
③過去に当事業補助金の交付を受けていない
④暴力団員等でない
補助内容 補助対象経費の合計額の2分の1以内
※上限100万円(10000円未満は切捨て)
申請締切 9月30日(金)

案内

年金生活者支援給付金制度

☎給付金専用ダイヤル 0570-05-4092

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されます。
受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは日本年金機構(年金事務所)が行います。
対象者
・老齢基礎年金を受給している人で次の①～③の条件をすべて満たす人
①65歳以上
②世帯全員が市町村民
③前年の年金収入
税非課税
・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が88万1200円以下
・障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人で、前年の所得額が472万1000円+扶養親族数×38万円以下の人
請求手続き
すでに給付金を受給している人は、2年目以降の請求手続きは必要ありません。ただし、令和4年度の審査の結果、不該当となった人には不該当決定通知書が送付されます。
令和4年度に新たに給付金の支給対象となる人には、

請求手続きのご案内を9月初旬頃から郵送します。同封のハガキ(年金生活者支援給付金請求書)に必要な事項を記入し、提出してください。
年金を受給しはじめる人は、年金の請求手続きと併せて年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。
※令和4年4月1日以降に世帯変更や所得情報の変更があり、支給対象となった場合は、ご自身で年金事務所または市役所で請求手続きをしてください
※日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話等にご注意ください
明石年金事務所管内
出張年金相談
▽日時 10月13日(木)午前10時15分～午後3時15分
▽場所 洲本市文化体育館
▽受付期間 9月6日(火)～
※満席になり次第受付終了
▽受付方法 明石年金事務所へ電話でお申込みください。
明石年金事務所
☎078-912-4983

～新しい夢の『はじまり』を創るために～

従業員募集中!

「安心・安全・信頼」の解体工事はお任せください!!



お気軽にご相談を...

松井開発運輸株式会社

検索

※お見積りは無料です

南あわじ市湊1354 TEL 0799-36-5078